## 見積参加者選考調書(特定随意契約用)

2010年2011年2011年11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 1	
調達件名	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事務補助業務に係る労働者派遣(8月~12月)
発 注 課	保)保健所医療対策室調整担当課
選定事業者	リンケージサービス株式会社
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	
随意契約の理田(相手方を特定した理田を含む。) 令和5年4月1日以降のワクチン接種事業については、令和5年3月7日付厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について(その4)」により、現在実施されている令和5年春開始接種終了後は2023年度の秋冬に追加接種を行う予定である旨が明示されておりますが、国からの補助金の枠組み等も含め具体的な内容は明示されておりませんでしたので、国の動向を注視しながら接種体制を確保しておりました。その後、6月16日付厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について(その5)」が発出されましたが、そこにおいても「令和5年秋冬の接種の際の上限額等は、現在作業をお願いしている調査結果等を踏まえ、改めてお示しする。」となっており、現時点においても未だに国から具体的な情報を得られておりませんが、臨時接種期間が合和6年3月までと示されていることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制について、令和5年8月1日以降も引き結業持してく必要があり、ワクチン接種事業の中で電話間合せ対応業務を行う労働者(オベレーター)派遣業務については重要度が高く、他の業務の状況も勘案し、今後も同様の体制を継続して維持する必要があると判断いたしは、ワクチン接種業務に関する市民や医療機関からの様々な内容の問い合わせに対応するためには、ワクチン接種業務に関する市民や医療機関からの様々な内容の問い合わせに対応するためには、ワクチン接種業務が2年以上も継続し制度が複雑化しているワクチン接種業務に関する部状かつ幅広い知識を十分に理解したうえで、部内業務と連携とした場前の自体と対して円滑な対応ができず、市民に不利益を与えるほか、医療機関に対し、不要な混乱をまねくとが想定されます。また、国においては9月からは初回接種を完了した5歳以上の全ての市民を対象とした秋開始接種を実施することとしており、8月中には対象者に接種券を発送する必要がある。これまでも接種券発送をは毎利命が事態が記定されるため、事業連用開始時からの経緯等を熟知しており、間い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。リンケージオービス株式会社はワクチン接種業務や部内業務について十分熟知している職員を有しており、多岐にでも2か月以上の期間を確保のであるため、引き続きのであります。加えて、新たな業者と派遣契約を結ぶ場合、契約に絡む内部手続きや業者側の派遣者確保、事前研修等のため、最低でも2か月以上の期間を確保を得られていなかった。このため、現後できない対況となっていることができるのであり、単分の部分できるとができない対況となっていることから、会和5年8月以降も新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う体制を継続して維持し、用冷な管理を得られていなかった。このため、再発を通常を得られていなからたったのであり、関係を得られている場等を得ると述らは関係を得られているのでありませいが表明しており、場合に関係を得られている場合は関係を得られている場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対しまれている場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している機関的では、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1月1日に対している場合は、10年1日に対しないる場合は、10年1月1日に対しないる場合は、10年1月1日に対しないる場合は、10年1日に対しないる場合は、10年1日に対しないる場合は、10年1日に対しないる場合は、10年1日に対しないるに対しないるがありまれている場合は、10年1日に対しないる。10年1日に対しないるは、10年1日に対しないる場合は、10年1日に対しないるとなりませらないるは、10年1日に対しないるが、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるは、10年1日に対しないるは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるものでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しないるがでは、10年1日に対しな	
根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(予定価格100万円超の場合に記入)

決 定 日 令和5年7月7日